

## 低コスト林業基盤整備サポート事業実施基準

低コスト林業基盤整備サポート事業実施基準（平成25年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 低コスト林業基盤整備サポート事業（以下「サポート事業」という。）の実施については、低コスト林業基盤整備サポート事業補助金交付要綱（令和6年3月29日付け林第948号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、この実施基準に定めるものとする。

（定義）

第2 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中距離集材作業道 幅員3.5mを基準とし、主としてタワーヤード等の9～13トンクラスの機械による施業を行うために必要な作業道をいう。
- (2) 簡易作業道 幅員2.0m以上を基準とし、幅員2.0～3.0mの範囲で施業を行うために必要な作業道をいう。
- (3) 山土場 造材、積込み、資材の荷卸、退避、駐車のためのスペース等の作業を安全かつ効率的に行うための場所をいう。
- (4) 路盤工 路盤の改良により走行安定性の向上を図る工法をいう。
  - ア 上層路盤工 表土を掘り下げて、心土と入れ替えて締め固める工法をいう。
  - イ 砂利路盤工 路面に砕石等を敷均す工法をいう。
- (5) 法面保護工 法面の風化、浸食等を防止して、法面の安定を図る工法をいう。
  - ア 植生マット工 肥料袋と種子が付いたネットを設置して、法面に植生を繁茂させることで保護する工法をいう。
  - イ 切土法面修正工 風化や浸食が進んでいる切土法面を整地する工法をいう。
  - ウ 盛土法面修正工 風化や浸食が進んでいる盛土法面を整地する工法をいう。
- (6) 路側施設工 切土及び盛土法面の安定・構築を目的として行う工法をいう。
  - ア 丸太組工 丸太組により路体支持力の維持や、土羽尻の補強・固定を図る工法をいう。
  - イ 丸太筋工 丸太組により斜面の水平方向に筋状に段を設けて、雨水の分散と表土の流出防止を図る工法をいう。
  - ウ 木製簡易筋工 丸太組により斜面の水平方向に筋状に段を設けて、雨水の分散と表土の流出防止を図る工法をいう。
- (7) 排水施設工 路体の維持と通行車両の安全かつ円滑な走行の確保のため路面水の適切な排水を図るための工法をいう。
  - ア 木製路面排水施設工 ゴム板を丸太で挟んだものを、路体の横断方向に設置し、路面水の排水を図る工法をいう。
- (8) 団地 基本的には同一の作業道を使用して施業を行う範囲とし、その最大範囲は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条1号ロの規定に基づき設定された区域とする。

（実施上の留意事項）

第3 事業主体は、使用する林内作業車等の通行、作業の安全性・効率性及び林地の保全等の環境保全に十分配慮するものとする。

2 事業主体は、事業地が保安林、その他法令による制限林である場合は、所要の手続をとるものとする。

3 サポート事業で実施する作業道等の規格構造は、和歌山県森林作業道作設指針（平成23年3月

31日森第928号) に沿ったものとする。ただし、地形の状況等により、和歌山県森林作業道作設指針によりがたい規格構造を事業主体が計画している場合は、要綱第4の規定により提出のあった事業計画書に記載された内容が安全かつ効率的に実施されるよう、振興局農林水産振興部長は、必要に応じて、当該事業主体に対して指導を行うものとする。

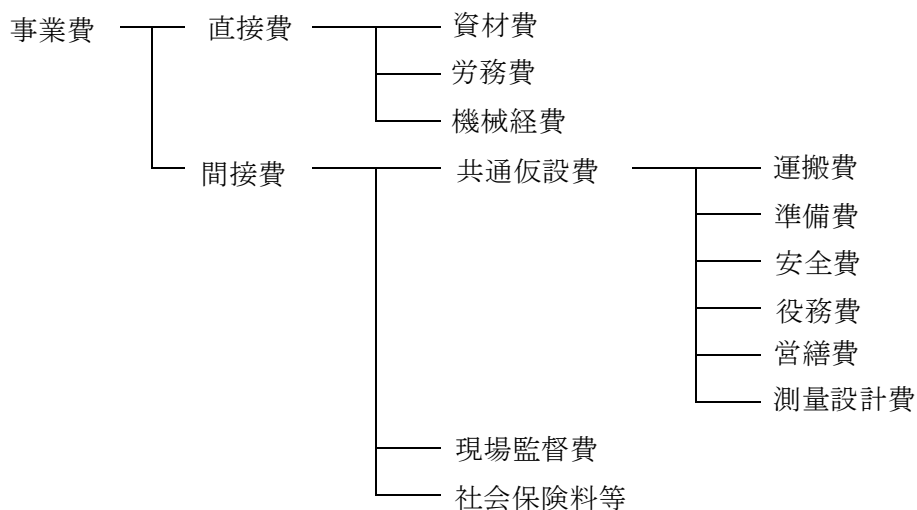
4 事業主体が複数の事業計画でサポート事業を実施する場合は、複数の事業計画の平均搬出間伐等材積が400m<sup>3</sup>以上であるものとする。

5 事業主体が、要綱別表1の事業区分③作業道等の機能向上の実施にあたり、使用する資材・材料については、メーカー等の仕様を確認の上、現場に適した方法により施工するものとする。

(事業費及び補助金額の積算)

第4 要綱別表1の事業区分①作業道の開設の事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

- (1) 作業道を計画する場合、地形的、地質的に低コストで開設できる線形を決定すること。
- (2) 事業量は、メートル単位整数止めとし、端数は切り捨てるものとする。
- (3) 補助対象経費は、次に掲げる経費とし、その内容は「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成23年3月31日付け22林整整第857号。以下「標準単価の設定等」という。)に準ずるものとする。



- (4) 計画に係る事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。
  - ア 事業量は、森林基本図(1/5,000)等に決定した路線の計画線を記入し、測定するものとする。
  - イ 事業費は、見積額等により算出する。
  - ウ 補助金額は、測定した延長に補助金の交付単価を乗じた額と事業費のどちらか安いほうとし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (5) 完了時における事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。
  - ア 事業量は、開設した作業道の延長を現地にて実測して決定する。
  - イ 事業費の経費は、作業道の開設に必要なとなった実行経費による積み上げで積算する。ただし、間接費に係る実行経費の積み上げが困難な場合は、標準単価の設定等に定める率で積算することができるものとする。
  - ウ 補助金額は、実測した延長に補助金の交付単価を乗じた額と事業費のどちらか安いほう

とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 要綱別表1の事業区分②山土場の整備の事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

- (1) 山土場の設置を計画する場合、森林経営計画に基づいて実施する素材生産作業の効率化や、流通経費の縮減等の効果が期待できる場所で整備を行うこと。
- (2) 事業量は式単位とし、土場の箇所ごとの面積については平米単位整数止めとし、端数は切り捨てるものとする。
- (3) 補助対象経費は、第1項の(3)に準ずるものとする。
- (4) 計画に係る事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

ア 事業量に係る要綱別表1の細則については、森林基本図(1/5,000)等に決定した整備区域を記入し、団地ごとの総面積に応じて決定するものとする。

なお、拡張する場合については、既設範囲の面積を予め測量した図面を添付する等、既設面積と拡張する面積を明確化するものとする。

イ 事業費は、見積額等により算出するものとする。

ウ 補助金額は、要綱別表1に示す補助金額を上限とする。ただし、事業費の額が補助金額に満たないときは、当該事業費額から千円未満の端数を切り捨てた額を補助金額とする。

- (5) 完了時における事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

ア 事業量に係る要綱別表1の細則については、整備した面積を現地にて実測し、団地ごとの総面積に応じて決定するものとする。

イ 事業費は、山土場の整備に必要なとなった実行経費による積み上げで積算する。ただし、間接費に係る実行経費の積み上げが困難な場合は、標準単価の設定等に定める率で積算することができるものとする。

ウ 補助金額は、要綱別表1に示す補助金額を上限とする。ただし、事業費の額が補助金額に満たないときは、当該事業費額から千円未満の端数を切り捨てた額を補助金額とする。

3 要綱別表1の事業区分③作業道等の機能向上の事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

- (1) 作業道等の機能向上を計画する場合、林内作業車等の走行における安全の確保や路体の維持を目的として、現地条件に応じた規格又は構造を決定するものとする。
- (2) 事業量は、平米単位の場合は整数止め、メートル単位の場合は少数第1位止めとし、端数は切り捨てるものとする。
- (3) 補助対象経費は、第1項の(3)に準ずるものとする。
- (4) 計画に係る事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

ア 事業量は、現地調査等から必要な工法を検討し、施工範囲・数量を検討した上で決定するものとする。

イ 事業費は、見積額等により算出するものとする。

ウ 補助金額は、測定した事業量に補助金の交付単価を乗じた額と事業費のどちらか安いほうとし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (5) 完了時における事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

ア 事業量は、施工した範囲・数量を現地にて実測して決定するものとする。

イ 事業費は、作業道等の機能向上に必要なとなった実行経費による積み上げで積算する。ただし、間接費に係る実行経費の積み上げが困難な場合は、標準単価の設定等に定める率で

積算することができるものとする。

ウ 補助金額は、実測した事業量に補助金の交付単価を乗じた額と事業費のどちらか安いほうとし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 要綱別表1の事業区分④路網線形設計支援ソフトの整備の事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

(1) 導入する路網線形設計支援ソフト及びデータ整備については、航空レーザー計測データを活用し、効率的な路網設計を支援するものであること。

(2) 事業量は式単位とし、1ライセンスにつき1式とする。

(3) 補助対象経費は、森林資源デジタル管理推進対策実施要領（令和2年3月27日元林整計第840号）に基づくものとする。

(4) 計画に係る事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

ア 事業費は、見積額により算出するものとする。

イ 補助金額は、要綱別表1に示す補助金額を上限とする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(5) 完了時における事業費及び補助金額は、次により積算するものとする。

ア 事業費は、請求書により算出するものとする。

イ 補助金額は、要綱別表1に示す補助金額を上限とする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（添付書類）

第5 事業主体は、要綱第4、7、8に規定する交付申請書等を提出するときは、別表1に定める書類等を添付するものとする。

2 前項にかかわらず、施工地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像のことで、正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。）等を提出する場合は、位置図、計画図及び測量図面の書類について省略することができるものとする。

（検査）

第6 振興局農林水産振興部長は、要綱第8の規定による実績報告書を受領したときは、速やかに検査を実施し、当該検査の結果を事業主体に通知するとともに、検査復命書（別記第1号様式）に検査調書（別記第2号様式）の写しを添えて知事に提出するものとする。

2 検査を行う者は、振興局の職員で農林水産振興部長が命じた者とする。

3 検査は、要綱及びこの実施基準に規定する書類等の内容が適正であるかを確認する書類検査及び現地検査により行うものとする。

4 検査の結果、当該施工が要綱及びこの実施基準の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格である旨を申請者に通知するものとする。

5 前項で不合格又は一部不合格と判断された施工地において、当該年度内に手直しを行ったものについては、再検査するものとする。

（中間検査）

第7 事業主体は、要綱別表1の事業区分①から③について、合理的な理由がある場合は、現地検査のみを先行、または分割して要求することができる。

なお、要求にあたっては、中間検査願（別記第3号様式）に次に掲げる書類等を添付のうえ、

事業実施地の振興局農林水産振興部長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 計画図（事業実施内容を記入したもの）
- (3) 写真（事業着手前、完了後及び施工途中等）
- (4) その他

2 第5の第2項によるオルソ画像等を提出する場合は、位置図及び計画図について、提出を省略することができるものとする。

（整備すべき書類）

第8 事業主体は、サポート事業に係る書類等の整備に関し次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 直営施工の場合

- ア 撮影した施工写真を整理し、事業の遂行状況を明らかにすること。
- イ 作業日誌、出勤簿、資材受払簿、資材納品伝票、各種領収証及び販売伝票を整備すること。
- ウ 書類等を、事業完了の翌年度から5年間保存すること。

(2) 請負施工の場合

- ア 請負契約に関する書類を整備すること。
- イ 請負業者に工事関係書類の提出を求め、整備すること。
- ウ 書類等を、事業完了の翌年度から5年間保存すること。

（施設等の維持管理等）

第9 事業主体は、要綱別表1の事業区分①から②までの事業により整備した施設について、施設台帳（別記第4号様式）を整備し、施設の状況を明らかにするものとする。ただし、既存の施設の延長や拡張を行う場合は、既に整備されている施設台帳に整理してもよいものとする。

なお、施設の維持管理については、当該事業主体及び当該施設の存する土地の所有者が次に掲げる事項を遵守して行うものとする。

- (1) 施設の維持管理、通行及び作業の安全に十分留意すること。
- (2) 必要に応じて標識等を設置するなど適切な措置をとること。

2 事業主体は、要綱別表1の事業区分④路網線形設計支援ソフトの整備を行った場合は、要綱第6の第2項の(4)で規定する書類に加えて、財産管理台帳（別記第5号様式）を作成し、整備保管するものとする。

3 事業主体は、第1項及び第2項により整備した台帳については、作成後速やかに振興局農林水産振興部長にその写しを提出するものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度（平成31年度）の補助金から適用する

。

附 則

この基準は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この実施基準は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。
- 2 この通知の施行前に全部改正前の低コスト林業基盤整備サポート事業実施基準に基づき実施された事業については、なお、従前の例による。

別表1（第5関係）

添付書類		事業区分					
		①作業道の 開設	②山土場の整備		③作業道等の機能向上		④路網線形 設計支援ソ フトの整備
			新設	拡張	新設との 一体施工	既設への施工	
交付 申請 書	位置図（1/50,000程度）（注3）	○	○	○	○	○	○
	計画図（1/5,000程度）（注3）	○	○	○	○	○	○
	施設の測量図面			●		●	
	施設台帳			○		○	
	見積書	●	●	●	●	●	○
	写真（事業着手前）			●		●	
	資材等のカタログ				●	●	●
	森林経営計画の認定書（承認書）の写し及び搬出間伐等の内容が記載された当該計画の写し	○	○	○	○	○	
実績 報告 書	位置図（1/50,000程度）（注3）	○	○	○	○	○	●
	計画図（1/5,000程度）（注3）	○	○	○	○	○	●
	施設の測量図面	○	○	○	●	○	
	断面図、展開図等（施工数量が分かる図面）				○	○	
	写真（注4）	○	○	○	○	○	○
	路網線形設計支援ソフトの領収書若しくは請求書の写し						○
	搬出材積量を証する書類（伝票等）	●	●	●	●	●	

注1 上表のうち、○は必須、●は必要に応じて添付することとする。

注2 変更申請の添付書類は、交付申請書の添付書類と同様とし、その中で変更がない書類は省略することができるものとする。

注3 位置図及び計画図の作成にあたっては、別表2を参考に作成すること。

注4 実績報告書に添付する写真は、事業着手前、完了後および施工途中のものを提出すること。また、④路網線形設計支援ソフトの整備については、パソコンにインストールの上、操作状況写真を提出すること。

別表 2

区 分	位置図及び計画図への記載方法（参考）		
	色別	図示方法	摘 要
中距離集材作業道	赤色	実線	要綱別記第1号様式の「N0」、路線名及び延長を記入
簡易作業道	橙色	実線	要綱別記第1号様式の「N0」、路線名及び延長を記入
山土場	青色	実線・着色	要綱別記第1号様式の「N0」、土場名及び整備面積を記入
作業道等の機能向上	緑色	実線・着色	要綱別記第1号様式の「N0」、事業種別、細別及び事業量を記入し、既存の施設に対する施工の場合は、当該既存施設の名称、整備年度等を記入
既設の作業道・山土場	黒色	実線・着色	種類及び施設名称を記入
林道・その他公道	茶色	実線	種類及び施設名称を記入
搬出施業区域	茶色	実線・着色	要綱別記第1号様式の「N0」、施業内容及び施業面積を記入
路網線形設計支援ソフト 活用予定区域	黄色	実線・着色	路網線形設計支援ソフトを活用して計画する路網の種類を記入

注1 位置図及び計画図については、記載内容を考慮し、適宜縮尺を変更してもよいものとする。



別記第1号様式（第6関係）

年度低コスト林業基盤整備サポート事業検査復命書

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

振興局農林水産振興部長  
( 公 印 省 略 )

低コスト林業基盤整備サポート事業実施基準第6の規定に基づき、年度低コスト林業基盤整備サポート事業の検査を実施しましたので、別添のとおり検査調書を添えて復命します。

別記第2号様式（第6関係）

低コスト林業基盤整備サポート事業 検査調書

市町村名				事業主体				検査者職氏名		印			
施行箇所				検査年月日				立会者職氏名					
契約先				当初事業費				円		精算事業費		円	
契約名				当初補助金				円		精算補助金		円	
NO	事業種別	細別	名称	事業量	単位	判定		検査所見					
						良	否						
						良	否						
						良	否						
						良	否						
						良	否						
						良	否						
						良	否						
						良	否						
						良	否						認定事項

別記第3号様式（第7関係）

年度低コスト林業基盤整備サポート事業 中間検査願

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

事業主体 住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定があった低コスト林業基盤整備サポート事業において、下記のとおり中間検査を実施願います。

記

1. 施 行 箇 所
2. 中間検査要求理由
3. 中間検査希望年月日
4. 添 付 書 類
  - (1) 位置図
  - (2) 計画図
  - (3) 写真（事業着手前、完了後及び施工途中等）
  - (4) その他

別記第4号様式（第9関係）

低コスト林業基盤整備サポート事業 施設台帳

台帳整理番号		台帳登載年月日		台帳管理者名		受益戸数								
施設名		施設の種類		位置										
		作業道 山土場		起 点	群 市	町 村	大字	字	番地					
				終 点	群 市	町 村	大字	字	番地					
施設状況				施業の実績			利用区域内の森林資源の面積(ha)							
年度	作業道		山土場	事業費 (円)	補助金 (円)	施業 内容	施業 面積 (ha)	搬出 材積 (m3)	人工林	天然林	その他	計		
	開設延長 (m)	幅員 (m)	整備面積 (m2)											
									接続道路の状況					
									区分	路線名	幅員	延長	道路の 種類	管理者名
									起点側					
									交通災害保険加入状況					
									保険種類		加入年月日			
制限林														
摘要														

注1 摘要欄は、工作物及び路盤工等の設置状況について記載すること。

注2 道路の線形、土場の区域、利用区域及び施業区域等を記入した図面(1/5,000)を添付すること。

別記第5号様式（第9関係）

### 財産管理台帳

事業主体名： \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度			年度	農林水産省所管補助金名											
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分（円）					処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
									国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他						
	計																	
	計																	
	合計																	

- 注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 注2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 注3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 注4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。